大個審第38号

（答申第390号）

令和５年３月24日

　大 阪 府 知 事　 様

大阪府個人情報保護審議会

会長　丸山　敦裕

個人情報開示請求等に係る審査請求に関する

諸手続のあり方について（答申）

大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）第57条第１項の規定により、令和４年12月15日付け情公第1783号で諮問のありました「個人情報開示請求等に係る審査請求に関する諸手続のあり方について」は、審議の結果、次のとおり答申します。

**１　事務改善について**

　府政情報室情報公開課が担っている当審議会事務局（以下「事務局」という。）に審議会の運営に係る事務手順等について聴取したところ、審議前の争点整理や参考となる答申の調査等、事務を迅速に行うために取り組むべき対策は一定程度行っていると考えられるものの、より効率的に事務を進め、不断の事務改善に努めていただきたい。

　また、個人情報開示等請求の事務は、行政側にとって本来業務に加え突発的に生じる事務であるため、審査請求を処理すべき諮問実施機関の負担が重いことは理解できないこともないが、簡易迅速な審査請求手続の趣旨を損なわないよう諮問実施機関も迅速な処理に努める必要がある。

そのためには、事務局から諮問実施機関に迅速化を促す必要があると考えられるため、事務局から諮問実施機関に丁寧できめ細かい進捗管理を行われたい。

　なお、事務局の体制強化が必要であると考えられることから、専門的に事務を行える職員の雇用等についても検討されたい。

**２　条例改正について**

　本来、審査請求事務は迅速に進めるべきものであり、それを達成するために具体的な日数を示した本規定が置かれたものと考える。しかし、近年の個人情報開示等請求件数及び審査請求件数の増加並びに必要とされる手続を踏まえると、平成８年に制定された本規定は、現状に合っていないと言わざるを得ない。

　現状との乖離が著しい規定は、条例の信頼性を低下させるおそれがある。継続的に事務改善に取り組み、処理日数の短縮に努めることは当然のことであるが、丁寧な審議も必要であることから、短縮できる日数にはおのずと限界があり、本規定の改正を検討する必要がある。

　ただし、迅速な事務処理が要求されることに変わりないため、本規定自体を削除することや、現状を追認するような長期の処理期間を設定することは適当ではなく、引き続き審査請求事務を迅速に進めるための訓示的規定とすることが望ましい。

**３　条例改正に伴う措置について**

具体的な日数を示した規定を改正する場合、事務局のみならず諮問実施機関や審議会委員を含む関係者全員において、審査請求手続は迅速な処理が必要であるという認識を十分に共有すべきである。

　また、審査請求に要した期間を公表するなどして、府民に対する説明責任を果たすとともに、迅速な答申や裁決への努力を緩めないようにしていただきたい。

　なお、本規定の改正の趣旨及び事務処理の迅速化に向けた取組については、府民に対して丁寧に説明し、理解を得るよう努めていただきたい。

（調査審議を行った委員）

　野田　崇、榊原　和穂、西上　治